

労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ・グラン定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、人たるに値する生活と調和する就労機会を求めて出資をして組合員となり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合として、多様な就労機会の創出と地域における多様な需要に応じた事業を促進することで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを設立、存立の目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ・グランと称する。

(公告方法)

第3条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約等)

第4条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面、若しくは電磁的方法又は事業場内の閲覧により組合員に通知する。

第2章 事 業

(事業)

第5条 本組合は、次の事業を行う。

(1)生活クラブ生活協同組合の個別及び班別配送業務に関する受託事業

(2)生活クラブ生活協同組合の共同購入事業等及び組合員活動に関する事務業務に関する受託事業

(3)前各号の事業に附帯する事業

(4)その他本組合の目的達成のため必要な事業

(事業を行う都道府県の区域)

第6条 本組合は愛知県を事業区域とする。

(事務所の所在地)

第7条 本組合は、事務所を名古屋市に置く。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員となる資格を有する者は、組合の設立・存立目的に賛同し、本組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、その他暴力団準構成員

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第9条 本組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出し、本組合の事業に従事するにおいて労働契約法第3条の意義での労働契約に従って処遇されることとする。

2 本組合は、前項の申込書が提出されたときは、理事会がその諾否を決定し、総会においてその加入を報告することとする。

3 本組合は、前項の規定により加入を承諾したときは、書面によりその旨を加入申込者に通知し、出資の払込をさせることとする。

4 加入が認められた者は、第18条の規定による口数に応ずる金額の払込みを完了したときに、組合員の地位を取得する。

5 本組合は、組合員になろうとする者が組合員の地位を取得したときに、組合員名簿に記載し、又は記録することとする。

6 出資口数を増加しようとする組合員には、第1項から第3項までの規定を準用する。

(自由脱退)

第10条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりににおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(定年を理由とする脱退)

第11条 組合員は、就業規則に規定する定年に達したときは労働者協同組合法(以下「法」という。)第15条第1項第1号の規定により、あらかじめ本組合に通知を行うことなく定年に達した同日

をもって脱退する。

- 2 定年後も引き続いて就労することを希望する者は、本組合の承諾を得て組合員として再就労することができる。

(除名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により、除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込みその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 総会の承認を得ないで、自己又は第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

- 2 本組合は脱退した組合員が本組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第14条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- 2 出資口数の減少については、前条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(労働契約の締結等)

第15条 本組合は、その行う事業に従事する組合員(次に掲げる組合員を除く。)との間で、労働契約を締結しなければならない。

- (1) 本組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員
- (2) 監事である組合員

- 2 自由脱退(法第14条)又は法定脱退(法第15条第1項(第2号を除く。))による組合員の脱退は、当該組合員と本組合との間の労働契約を終了させるものと解してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本組合は、組合員(組合員であった者を含む。)であって本組合との間で労働契約を締結してその事業に従事するものが、議決権又は選挙権の行使、脱退その他の組合員の資格に基づく行為をしたことを理由として、解雇その他の労働関係上の不利益な取扱いをしてはならない。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)氏名及び住所又は居所

(2)加入の年月日

(3)出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第18条 出資1口の金額は、5,000円とする。

(出資の払込み)

第19条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第21条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 意見反映

(意見反映)

第22条 本組合は、事業を行うにあたり組合員の意見を適切に反映させるために、1人1票の原則に基づく組合員による選挙権、議決権の行使及びこれらの表決の基礎となる総会及び理事会の議事録、決算関係書類への適宜のアクセス(法第51条第12項)の他、法定数を充たす組合員による会計帳簿の閲覧・謄写請求(法第52条第3項)を保障するとともに、下記について格別の配慮をしなければならない。

(1)組合員は、事業場又は事業所において定例の、又は必要に応じて臨時の組合員会議に参加し、事業及び労働条件を含む経営について、自主的に、又は理事会より提示される経営情報に基づいて話し合いを行い、それを取りまとめ、かつ、それを理事会に対し要望として提出すること

が保障されること。

- (2) 本組合は、前号の組合員会議の場において要望その他の提言について報告を受ける他、その趣旨について必要な報告を聴取することとする。
 - (3) 当該の報告及び事業場又は事業所においてなされた組合員会議の議事次第は、書面に記載し又は電磁的方法により記録することとし、その記載又は記録事項は事業場又は事業所会議録の表題をもつ規則において定めることとする。
 - (4) 本組合は、要望その他の提言を行い、又はその論議に加わり、それを理事会への要望等とすることに賛同する等の行為をしたことをもって解雇、その他の労働関係上で不利益となる処遇をし、又は組合員としての処遇において差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 前項第1号の組合員会議に組合員が参加したことについて、適宜、相応しい処遇をしなければならない。
- 3 本組合は、総会の場において、前2項に係る本組合としての対応について報告を行わなければならない。

第6章 役員

(役員)

第23条 本組合に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数等)

第24条 役員の数等は、次のとおりとする。

(1) 理事 4人以上8人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事

の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(監事)

第26条 監事は、組合員以外から選任することができる。

(理事長及び副理事長の選定)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において互選する。

(代表理事の職務等)

第28条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第30条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選任)

第31条 役員の選任は、総会の議決による。

2 役員は、役員選考委員会規約に基づいて組合員により構成される当該委員会が理事会に提出する役員候補議案を総会において議決し選任される。

3 理事は、組合員でなければならない。

4 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあつては、第1項の議決は、候補者を区分して行つてはならない。

(理事及び監事の報酬)

第32条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

第7章 総会及び理事会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第34条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)を記載した書面又は電磁的方法で各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 総会において、役員を選任を行う場合には、前項の通知書に、第31条の規定により候補者の氏名を記載しなければならない。
- 3 第1項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 4 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 5 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。
- 6 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 7 前項の場合には、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決することとする。
- 8 組合員は、第6項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第35条 組合員は、前条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。
- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明する

ことができる。

(総会の議事)

第36条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合(以下「特別決議」という。))を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

2 特別決議は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(総会の議長)

第37条 総会の議長は、総会に出席した組合員のうちからその都度選任する。

(総会の議事録)

第38条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、議長及び出席した理事は、これに電子署名を付するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)招集年月日

(2)開催日時及び場所

(3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4)組合員数及び出席者数並びにその出席方法

(5)出席理事の氏名

(6)出席監事の氏名

(7)議長の氏名

(8)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(9)議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(10)監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第39条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 理事会は理事長が招集する。

3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第40条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し
なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続
を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的
方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決
する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 本組合は、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該
提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志が
示されたときは、当該提案可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会の議決事項)

第42条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に提出する議案

(2)その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第43条 理事会においては、副理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに
署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び
監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)招集年月日

(2)開催日時及び場所

(3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4)出席理事の氏名

(5)出席監事の氏名

(6)議長の氏名

(7)決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(8)議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権
数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(9)監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は
法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報
告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(11) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

- ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
- ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
- ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
- ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

第8章 会 計

(事業年度)

第44条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(剰余金の処分)

第45条 剰余金は、準備金、就労創出等積立金及び教育繰越金としてこれを処分する。

(準備金)

第46条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これを填補した後の金額。）の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による準備金は、損失金の填補に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

(就労創出等積立金)

第47条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大により就労機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。

(資本剰余金)

第48条 本組合は、出資金減少差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)を資本剰余金として積み立てるものとする。

(教育繰越金)

第49条 本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならない。

(従事分量配当)

第50条 本組合は、損失を填補し、第46条の準備金、第47条の就労創出等積立金及び前条の

教育繰越金を控除した後になお残る剰余金の従事分量配当は行わないものとする。

(損失金の填補)

第51条 本組合は、損失金が生じたときは、繰越剰余金、第46条の規定により積み立てた準備金、第47条の規定により積み立てた就労創出等積立金、第48条の規定により計上された資本剰余金の順に取り崩してその填補に充てるものとする。

第9章 解 散

(解散の事由)

第52条 本組合は、次の事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)組合の合併(合併により当該組合が消滅する場合に限る。)

(3)組合についての破産手続開始の決定

(4)定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

(5)行政庁による解散の命令

(6)組合員が3人未満になり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかった場合

2 組合は、前項の第1号、第4号又は第6号の事由により解散するときは、理事のうちより清算人を選任する。

(残余財産の分配)

第53条 本組合は、組合の債権の取立て債務の弁済をした後の残余財産について、組合員の払込済出資額を限度としてその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

2 本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいてその帰属先を決定することとする。

附 則

1 組織変更計画に規定された役員の任期は、第25条の規定にかかわらず、令和6年度の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本組合の組織変更の効力が発生した日から令和6年3月31日までとする。

この定款は、2023年4月1日より施行する。